

## ○国庫補助の配分について

### ①基本的な考え方

- (1) 統合補助金とし、個別事業の所要額に基づく配分は行わない。
- (2) 事業の実施水準を全国的に平準化する観点から、事業水準が全国並に達しない市町村等の底上げを図ること、また、現在の実施水準の低下を招かないことに配慮する。
- (3) 以上の観点から、次の組み合わせで配分額を決定する。
  - 現在の事業実施水準を反映した基準による配分（事業実績割分）
  - 人口に基づく全国一律の基準による配分（人口割分）

### ②配分の枠組み（案）

- (1) 市町村が実施する事業と都道府県が実施する事業の配分比率を以下のとおりとする。

市町村：都道府県=9：1

- (2) 事業実績割分と人口割分の配分比率を以下のとおりとする。

なお、2007（平成19）年度以降、人口割分に対する配分比率を高めることとする。

市町村 → 事業実績割分：人口割分=8：2

都道府県 → 人口割分のみで配分

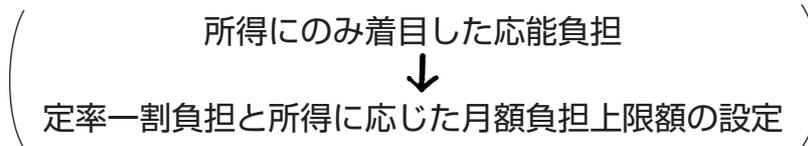
- (3) 個々の市町村等への具体的な配分については、別途、必須事業（相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具、移動支援、地域活動支援センター）に係る事業評価の指標の実績を調査したうえで、以下の考え方により決定する。

実施しなければならない事業	事業評価の指標(例)
相談支援	居宅系サービス利用者数
コミュニケーション支援	利用対象者数
日常生活用具	支給件数
移動支援	利用者数
地域活動支援センター	利用者数

※なお、以上は検討案であり、具体的な配分の手法については、引き続き検討を行っている。

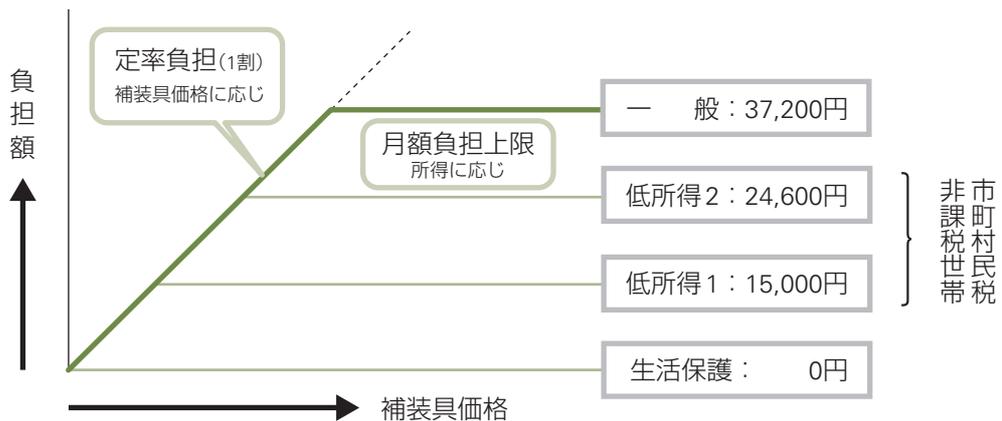
資料4

## 補装具費の利用者負担の見直し



所得区分及び世帯の範囲についての考え方は、障害福祉サービスと同様とする。

- ただし、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合には補装具費の支給対象外とする。
- なお一定所得以上の場合とは、本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が50万円以上の場合とする。



市町村民税  
課税世帯

## ○補装具費（一定所得以上支給対象外）の取扱いについて

補装具費の支給に際して、一定所得以上支給対象外とする場合の具体的な取扱いについては以下のとおりとする。

- 基準となる額の明確化（年収表記から税額表記へ）

これまで支給対象外となる基準額については、年収1200万円程度でお示していたところであるが、市町村民税所得割額の納税額が50万円以上としたこと。

- 範囲の明確化

支給対象外となる基準額の算定にあたっては、市町村民税所得割の最多納税者の納税額により算定するものであること。